

# 岩手県高等学校教育研究会規約

(名称・事務局)

第 1 条 本会は岩手県高等学校教育研究会と称し事務局を会長所在校に置く。

(目的・事業)

第 2 条 本会は岩手県高等学校教育振興のため研修することを目的とし次の事業を行う。

1. 教科並びに生徒指導等、教育に関する調査研究
2. 前項についての成果の発表
3. 他の教育研究機関との連携
4. その他目的達成に必要な事項

(組 織)

第 3 条 1. 本会は岩手県高等学校の校長および教職員をもって組織する。

2. 本会に次の研究部会を設け部会長を置く。

- |           |            |          |          |          |
|-----------|------------|----------|----------|----------|
| (1)国 語    | (2)地歴公民    | (3)数 学   | (4)理 科   | (5)保健体育  |
| (6)音 楽    | (7)美術工芸    | (8)書 道   | (9)英 語   | (10)家 庭  |
| (11)農 業   | (12)工 業    | (13)商 業  | (14)水 産  | (15)進路指導 |
| (16)図 書 館 | (17)メディア教育 | (18)生徒指導 | (19)特別支援 | (20)学校保健 |
| (21)教育相談  | (22)国際教育   |          |          |          |

(役職員)

第 4 条 1. 本会に次の役職員を置く。

- |          |     |          |            |
|----------|-----|----------|------------|
| (1)会 長   | 1 名 | (2)副 会 長 | 2 名        |
| (3)評 議 員 | 若干名 | (4)理 事   | (内常任理事若干名) |
| (5)監 事   | 3 名 | (6)事務局員  | 若干名        |

2. 部会は運営のため、会長の承認を得て別に運営上の規約を定め、組織と役職をもつことができる。

(役職員の任期)

第 5 条 1. 本会の役職員の任期は2カ年とする。ただし再任は妨げない。

2. 補員の任期は前任者の残任期間とする。

(役職員の任務)

第 6 条 本会役職員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は代理する。
3. 評議員は評議員会を組織し、重要事項を審議決定する。
4. 理事は理事会を構成し、評議員会の決定に基づき企画、事務の執行その他緊急事項の処理にあたる。
5. 監事は会計を監査する。
6. 事務局員は庶務会計にあたる。

(役職員の選出)

第 7 条 本会役職員の選出は次の通りとする。

1. 会長、副会長は評議員会において校長のうちから選出する。
2. 評議員には校長および各部会選出の代表者1名があたる。ただし理事との兼任はできない。
3. 理事には部会長があたる。互選により理事長、常任理事を置くことができる。
4. 監事は評議員会で選任する。
5. 事務局員は、会長が委嘱する。

(会 議)

- 第 8 条 1. 本会の会議は評議員会および理事会とし会長が招集する。  
2. 評議員会は毎年1回これを開く。ただし臨時に開くことができる。  
3. 理事会は必要により随時に開くことができる。  
4. 監事はすべての会に出席することができる。

(経 費)

- 第 9 条 本会の経費は会費、補助金および寄付金をもってあてる。

(会計年度)

- 第 10 条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

(規約改正)

- 第 11 条 本会の規約改正は評議員会において決定する。

- 付則 本規約は、昭和40年4月1日から施行する。  
本規約は、昭和58年4月1日から施行する。  
本規約は、平成4年4月1日から施行する。  
本規約は、平成8年4月1日から施行する。  
本規約は、平成15年4月1日から施行する。  
本規約は、平成18年4月1日から施行する。

## 岩手県高等学校教育研究会事務執行細則

- 第 1 条 会則第 3 条に示す部会のうち、教科の専門部会は個人加入とし、その他の専門部会は学校校単位の加入とする。
- 第 2 条 教科の専門部会とは、次のものを指す。  
 (1)国 語 (2)地歴公民 (3)数 学 (4)理 科 (5)保健体育  
 (6)音 楽 (7)美術工芸 (8)書 道 (9)英 語 (10)家 庭  
 (11)農 業 (12)工 業 (13)商 業 (14)水 産  
 その他の専門部会とは、次のものを指す。  
 (15)進路指導 (16)図 書 館 (17)びび教育 (18)生徒指導 (19)特別支援  
 (20)学校保健 (21)教育相談 (22)国際教育
- 第 3 条 本会の会員は、教科のいずれかの専門部会に必ず所属する。ただし、養護教諭は特別支援教育部会に属するものを除き、学校保健部会に所属して同部会に一種登録する。なお、会員の所属については、毎年度の初めに各学校毎に「所属部会一覧表」をもって、会長に届け出るものとする。
- 第 4 条 第 2 条後段、その他の専門部会の所属については、会員の希望の外、各学校の事情による。なお、加入校は毎年度の初めに、各学校毎に「学校単位加入部会加入届」をもって、係表者および会員名を、会長に届け出るものとする。
- 第 5 条 本会の会員は、会費を納入しなければならない。会費は年額 2, 300 円とする。納入の方法については別に定める。
- 第 6 条 第 2 条後段、その他の部会に加入した学校の負担金は、別表 1. により納入するものとする。ただし、募集停止中の定時制にあつては会費を免除する。
- 第 7 条 学校規模別負担金は別表 2. により納入するものとする。ただし、この会費の配分については会長一任とする。なお、特別支援学校および私立学校の負担金についても会長一任とする。
- 付則 本細則は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。  
 本細別は、昭和 52 年 9 月 20 日から施行する。  
 本細則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。  
 本細別は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。  
 本細則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。  
 本細別は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。  
 本細則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。  
 本細則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。  
 本細則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。  
 本細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。  
 本細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1.

部会名	負 担 金	
進路指導	全日制 6, 800 円	定時制 1, 500 円
図 書 館	全日制 3, 800 円	定時制 1, 500 円
びび教育	全日制 3, 800 円	定時制 1, 500 円
生徒指導	全日制 3, 800 円	定時制 1, 500 円
学校保健	全日制 4, 300 円	定時制 1, 500 円
教育相談	全日制 4, 300 円	定時制 1, 500 円
国際教育	全日制 4, 300 円	定時制 1, 500 円

別表 2.

学校規模	学校負担金
A 21 学級以上	10, 000 円
B 20 ～ 15	7, 000 円
C 14 ～ 6	4, 000 円
D 5 以下及び特別支援学校	免除